

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」
に対する意見の募集について

1 趣旨

- 指定自動車教習所での第二種免許の技能教習の1日の教習時間は、当該第二種免許の教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を受けている者については、その疲労や教習効果を踏まえ、3時限を超えないこととされている。
- 「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月26日規制改革推進会議決定）において、普通自動車第二種免許について「教習を受ける者一人に対する1日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする方向で検討する。具体的には、当該緩和による教習効果への影響について、令和5年度に調査研究を実施した上で、その実施結果を踏まえて所要の改正を行う（令和6年上期措置）。」こととされた。
- 調査研究の結果を踏まえ、第二種免許の1日の技能教習時間の上限等の見直しを内容とする道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年4月26日（金）から同年5月25日（土）まで（30日間）

3 内容

大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る技能教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する1日の技能教習時間の上限を1時限引き上げる。

（改正前）1日最大3時限

基本操作及び基本走行：3時限（3時限の連続不可）、応用走行：3時限

（改正後）1日最大4時限

基本操作及び基本走行：4時限、応用走行：4時限

4 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日